

※この資料は当日回収します。 (案)

議案第45号

愛西市国民健康保険条例の一部改正について

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第7項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

愛西市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第10条 愛西市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第10条 愛西市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項若しくは第7項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p>

愛西市国民健康保険条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に関する規定を整備するもの

第2 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日公布、令和6年12月2日施行）が施行され、国民健康保険法が改正されることに伴い、関係規定を整備するため

第3 改正の内容

被保険者証の返還に応じない場合の罰則に関する規定を削除するもの

第4 施行期日

令和6年12月2日